2	(1)　山形県寒河江市幸田町10―6　(146.00) (2)　山形県西村山郡河北町谷地字瀧ノ沢ト1368―2　(338.60)	北緯38度21分57秒東経140度16分28秒の地点と北緯38度24分53秒東経140度16分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県仙台市太白区郡山５―６―６　(64.20) (2)　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉694―２　(256.00)	北緯38度13分11秒東経140度53分41秒の地点と北緯38度14分52秒東経140度49分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　福島県郡山市安積町荒井字丈部内28―１　(285.00) (2)　福島県福島市松川町大字水原南沢２―57　(637.00)	北緯37度22分13秒東経140度21分16秒の地点と北緯37度31分22秒東経140度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　福島県郡山市安積町荒井字丈部内28―１　(285.00) (2)　福島県東白川郡棚倉町大梅字久慈川２　(1036.00)	北緯37度22分13秒東経140度21分16秒の地点と北緯37度14分12秒東経140度19分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　青森県青森市中央３―20―38　(48.00) (2)　青森県青森市大字石江字江渡83―１　(57.00)	北緯40度49分00秒東経140度44分57秒の地点と北緯40度49分03秒東経140度44分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯40度49分03秒東経140度44分40秒の地点と北緯40度49分30秒東経140度42分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　東京都新宿区市谷本村町５―１　(237.00) (2)　東京都目黒区中目黒２―２―１　(85.80)	北緯35度41分36秒東経139度43分36秒の地点と北緯35度38分22秒東経139度42分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　東京都練馬区大泉学園町　(130.00) (2)　東京都府中市浅間町１―５―５　(141.00)	北緯35度46分45秒東経139度35分40秒の地点と北緯35度40分32秒東経139度29分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　東京都北区十条台１―５―70　(110.00) (2)　千葉県柏市十余二175―４　(104.80)	北緯35度45分21秒東経139度43分35秒の地点と北緯35度53分19秒東経139度56分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　東京都青梅市柚木町２―1009　(694.50) (2)　東京都立川市緑町５　(114.00)	北緯35度47分20秒東経139度11分20秒の地点と北緯35度42分42秒東経139度23分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　神奈川県秦野市蓑毛字樽附1116―７　(648.20) (2)　神奈川県横須賀市船越町７―73　(94.80)	北緯35度25分05秒東経139度14分25秒の地点と北緯35度18分34秒東経139度36分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度18分32秒東経139度36分47秒の地点と北緯35度18分05秒東経139度38分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　埼玉県狭山市稲荷山２―３　(116.30) (2)　群馬県前橋市柏倉町4114　(790.90)	北緯35度50分53秒東経139度23分42秒の地点と北緯36度29分37秒東経139度08分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　東京都青梅市柚木町２―1009　(699.50) (2)　神奈川県綾瀬市無番地　(91.00)	北緯35度47分20秒東経139度11分18秒の地点と北緯35度28分07秒東経139度25分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　神奈川県秦野市蓑毛字樽附1116―７　(643.90) (2)　神奈川県綾瀬市無番地　(91.00)	北緯35度25分09秒東経139度14分29秒の地点と北緯35度27分23秒東経139度25分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　東京都新宿区西新宿２―８―１　(262.50) (2)　東京都豊島区南池袋２―45―１　(218.80)	北緯35度41分24秒東経139度41分30秒の地点と北緯35度43分34秒東経139度43分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　東京都新宿区西新宿２―８―１　(258.50) (2)　東京都練馬区大泉学園町　(86.00)	北緯35度41分24秒東経139度41分29秒の地点と北緯35度46分45秒東経139度35分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　東京都墨田区堤通２―８―14　(60.80) (2)　東京都台東区東上野４―５―６　(56.00)	北緯35度44分06秒東経139度49分02秒の地点と北緯35度42分45秒東経139度46分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　東京都台東区東上野４―５―６　(56.00) (2)　東京都千代田区九段南１―２―１　(149.00)	北緯35度42分45秒東経139度46分50秒の地点と北緯35度41分39秒東経139度45分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　東京都港区芝浦１―16　(69.60) (2)　東京都港区海岸１―５―20　(135.50)	北緯35度38分48秒東経139度45分05秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　長野県長野市大字南長野字幅下692―２　(421.00) (2)　長野県長野市大岡丙5402―１　(1455.00)	北緯36度39分05秒東経138度10分48秒の地点と北緯36度38分01秒東経138度09分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84　(65.27) (2)　新潟県佐渡市小倉甲1763―１　(610.00)	北緯37度55分08秒東経139度02分48秒の地点と北緯37度55分11秒東経139度01分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域